

豚熱発生時の選択的殺処分の導入について

令和8年5月19日、家畜伝染病予防法が改正され、ワクチン接種地域（北海道を除く46都府県）においては、豚熱の殺処分範囲の見直しを行い、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分する、選択的殺処分が導入されました。

選択的殺処分の基本的な考え方

豚熱

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、全頭を殺処分をしていた豚熱の殺処分範囲を見直した。
- ワクチン接種後の発生事例の分析の結果、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を得た。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限+報告徴求）。
- 監視期間中も、防疫措置の完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未満・発育不良
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
- ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない
⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない
(農場内にウイルスが広範囲に浸潤)
⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- (1) 拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施。
消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
(監視期間：約3か月)
- 防疫措置の完了後（発生から約3週間後）、症状のない豚は以下が可能。
 - ・と畜場出荷
 - ・子豚の肥育農場への移動

選択的殺処分が導入された後も、豚熱対策は、①適時・適切なワクチン接種と②飼養衛生管理の徹底の両輪による対策が重要です！



詳細はこちら

